

第6章 武力攻撃災害への対処（その1）

1 全般

武力攻撃に伴う被害の最小化のために次のような措置を行う。

- ① 兆候の通報義務及び警報・緊急通報
災害発生兆候を発見した者は、遅滞なく通報する義務あり。
- ② 国・地方公共団体等
密接な連携により必要な措置及び措置の要請を実施
知事：危険防止のため緊急の必要がある場合は「緊急通報」を発令
- ③ 生活関連施設等の安全確保のための措置
 - 当該施設管理者に対する措置要請
 - 立入制限区域の設定
 - 総理大臣：危険の防除、周辺住民の避難その他必要な措置
- ④ 各種の武力攻撃災害に応ずる特定の措置等
- ⑤ 応急措置等

2 生活関連施設等の安全確保措置

(1) 目的

武力攻撃の発生又はその拡大を防止

(2) 対象とする施設

国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがある施設、またはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設

*発電所、変電所、ガス工作物、水道用施設、鉄道施設、放送施設、港湾施設、空港施設、ダム、危険物質等の取扱所等

(3) 立入制限区域の設定

- 設定権者
都道府県知事の要請或いは事態に照らし必要がある場合、都道府県公安委員会
- 要件
生活関連施設の安全を確保するため合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要がある
- 立入制限区域の周知
所在都道府県の広報、新聞、テレビ、ラジオ等を通じた発表により公示
- 現場における措置
ロープ等によりその区域の明示、標示の設置によりその範囲、期間を明らかに

(4) 施設の安全確保措置

- 知事による施設管理者への要請
公安委員会の意見を聞いて、安全確保措置を講ずるよう要請
必要な情報を管理者に提供
- 安全確保の具体的措置
警備の強化：施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等
防災体制の充実
- 警察・消防その他の行政機関の支援
施設管理者の求めに応じ、指導・助言、連絡体制の強化、資・器材の提供、職員の派遣等
- 必要があれば、周辺住民に避難等の措置が命ぜられる。
- 問題点
警察力による防護には限界がある。
施設管理者自身による防護にも限界がある。
自主防災組織等による警備は想定していないし、したとしても能力上限定的。

従って、如何にしてこの問題点を克服するかが極めて重要である。

3 武力攻撃災害対処に係る応急措置

(1) 全般

- 市町村長（緊急時は知事も）：当該設備等の除去その他必要な措置指示
- 市町村長（緊急時は知事も）：住民に対する退避（屋内への退避を含む）指示
- 市町村長又は知事：応急公用負担等
（土地建物等の一時使用、土石その他の物件の収用等）
- 市町村長（緊急時は知事も）：警戒区域の設定
（警察官又は海上保安官も可、自衛官にも条件付で）

(2) 警戒区域の設定

- 設定権者
市町村長（緊急の必要がある時は知事自ら、また警察官、海上保安官及び自衛官も必要に応じ）
- 設定する場合
武力攻撃災害が発生し又は正に発生しようとしている場合に
住民の生命又は身体の危険を防止するため
特に必要がある場合
- 立ち入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去
- 住民への広報・周知措置、区域の標示、職員等の配置、交通規制等



（内閣官房国民保護ポータルサイトから転載）